

## 資 料 編



## I 参考資料

### 1 各計画の根拠となる法令条文

#### ■社会福祉法

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### ■次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- （2）実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

## ■障害者基本法

（障害者基本計画等）

### 第9条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

## ■老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

## ■介護保険法

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

## ■健康増進法

（都道府県健康増進計画等）

### 第8条

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 2 国・東京都、社会動向などにみる地域保健福祉の方向性

国や東京都の制度・計画、社会動向等を、分野ごとに整理すると、以下のとおりです。

### (1) 子どもに関する施策をめぐる動向

**国：次世代育成支援対策推進法 平成 15 年**

**都：次世代育成支援東京都行動計画 平成 17 年**

－ 次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成へ

- ・集中的・総合的な取組を行うために国において平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成 20 年 12 月に一部が改正されました。この法律では、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とし、今後 10 年間の集中的・計画的な取り組みを「行動計画」として取りまとめることを地方公共団体及び企業などに義務づけています。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都の対策と区市町村への支援策を盛り込んだ都における地域行動計画として、平成 17 年 4 月に「次世代育成支援東京都行動計画」が策定されました。この計画は、出産前から子育て期、そして社会への自立期まで子どもと子育て家庭を切れ目なく支援するもので、青年期までも含むものとしては都として初めての総合的な計画です。また、この計画は児童福祉法に基づく「保育計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立支援計画」を包含しています。

**国：「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 平成 19 年**

－ 仕事と生活の調和の実現、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築へ

- ・国の近年の議論として、「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成 19 年に子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議において、国における次世代育成支援のための新たな方向性として「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が示されました。

**市：あきる野市次世代育成支援行動計画 平成 17 年**

－ 子どもたちがのびのび育ち、楽しく子育てができる環境をめざして

- ・本市においても「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するために平成 17 年 3 月に「あきる野市次世代育成支援行動計画」を策定し、具体的な施策と目標量が示されています。

## （２）障がい者に関する施策をめぐる動向

### 国：障害者自立支援法の施行 平成 18 年

#### － 障がいの種別にかかわらず、サービスを一元的・利用者本位で提供する制度へ

- ・平成 15 年に身体障がい者、知的障がい者及び障がい児に対する支援費制度が導入され、平成 17 年 10 月には障害者自立支援法が成立し、翌年 4 月に施行されました。
- ・この法律では、精神障がいを含め、障がいのあるすべての人に共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、障がい施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など施設・事業の再編が行われました。
- ・また、地域において必要なサービス・相談支援などを計画的に提供するため、3 年を 1 期とする「市町村障害福祉計画」の作成を義務付けており、この中でサービス等の各年度の必要量(見込み)と確保方策などを明らかにすることとなっています。あきる野市も、平成 21 年 3 月、第 2 期「障害福祉計画」を策定したところです。

### 国：重点施策実施 5 か年計画（後期） 平成 19 年

#### － 障がいの有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組

- ・平成 14 年に平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間を計画期間とする「障害者基本計画」が策定され、当基本計画に基づく「重点施策実施 5 か年計画（後期）」が平成 19 年に策定されました。
- ・当後期計画では、障がい者のライフサイクルの全段階を通じた利用者本位の支援、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備、ＩＴの活用等による障がい者への情報提供の充実など、地域での自立生活と社会参加に重点をおいた施策を図るとしています。

### 都：東京都障害者計画 平成 19 年

#### － 障がいのある方が安心して暮らし、当たり前に関わり、障がいをもつ人ともたない人が、支え合いながら暮らす地域社会の実現へ

- ・都は、平成 19 年 5 月に策定した「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」において、「Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり」「Ⅱ 社会で生きる力を高める支援」「Ⅲ 当たり前に関わる社会の実現」「Ⅳ バリアフリー社会の実現」「Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保」の 5 つを施策目標として掲げ、障がいのある方が安心して暮らし、当たり前に関わり、障がいをもつ人ともたない人が支え合いながら暮らす地域社会の実現をめざしています。

### (3) 高齢者に関する施策をめぐる動向

#### 国：介護保険制度の全般的な見直し 平成 17 年

##### － 介護予防を重視したシステムへの転換、地域密着型サービスへ

- ・平成 12 年 4 月に始まった介護保険制度は、平成 17 年に全般的な見直しが行われ、介護予防重視型システムへの転換や施設給付の見直しなどが行われました。また、「地域包括支援センター」の設置や地域密着型サービスの創設など、在宅支援強化のための新たなサービス体系が確立されました。

#### 国：高齢者医療制度・老人保健法の改正 平成 20 年

##### － 医療制度改革による、後期高齢者医療制度の創設

- ・75 歳以上の方（65 歳以上の一定以上の障がいのある方を含む。）について、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度と呼んでいます。）が実施されています。これに合わせ、老人保健法は、その目的や趣旨を踏襲しつつ、それを発展させるものとして、「高齢者の医療の確保に関する法律」へと改正されました。
- ・これにより、老人保健法の医療事業は「高齢者の医療の確保に関する法律」へ、市町村の健康診査等の保健事業は健康増進法に引き継がれました。

#### 都：東京都高齢者保健福祉計画 平成 21 年

##### － 高齢者の自立と尊厳を支える社会の実現に向けて

- ・平成 21 年 3 月策定の「東京都高齢者保健福祉計画」は、高齢者の「自立」と「尊厳」を支える社会の実現へ！というスローガンのもと、「地域ケアの推進」「認知症への取り組み」「介護基盤の充実」「介護人材の育成・確保」「高齢者主体の地域活動・支え合いの支援」の 5 つを柱とする計画を作成し、誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会の実現をめざしています。

#### (4) 健康づくりに関する施策をめぐる動向

##### 国：健康増進法 平成 20 年改正

###### - 生活習慣病対策、中高年の健康診査・指導に力を入れた健康づくりへ

- ・中高年男性を中心とした「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の概念を踏まえ、国民の運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向けた取り組みが進められています。医療制度改革による「老人保健法」の改正により、市町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務付けられない事業については、市町村が健康増進法等に基づき実施することとされました。
- ・平成 20 年度以降、「高齢者の医療の確保に関する法律」の制定により、特定健康診査（40～75 歳）が各医療保険者に義務づけられたほか、市町村によるがん検診の実施が健康増進法に規定されました。

##### 国：健康日本 21 平成 20 年

###### - 具体的な目標数値を有する国民の健康づくり運動の展開へ

- ・健康づくり運動の総合的かつ効果的な推進、健康づくりに関する意識の向上及び取組を促すため、国は「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」で、2010 年度を目途とした具体的な目標等を提示しました。
- ・具体的には、運動、食生活、喫煙等に関する新たな目標（メタボリックシンドローム該当者・予備軍の減少率等）を設定しています。

##### 都：東京都健康推進プラン 21 新後期 5 か年戦略 平成 20 年

###### - 生活習慣病と寝たきりの予防をめざす健康づくりへ

- ・健康推進プラン 21 は、健康上の課題について、達成目標や推進方策等を示すことにより、関係者の取り組みを支援することを目的としています。
- ・さらに、特に重点的な取り組みが必要な都民の健康課題である「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」「がんの予防」「こころの健康づくり」について、積極的な取り組みを推進するため、「東京都健康推進プラン 21 新後期 5 か年戦略」を策定しています。

##### 市：めざせ健康あきる野 21 平成 19 年

###### - 「ふれあい いきがい 元気なまち」をめざしてみんなで取り組むために

- ・平成 19 年 3 月市は「めざせ健康あきる野 21」を策定しました。この中で、子育て世代、働き盛り世代、高齢者世代、さらに世代間共通のめざす姿を掲げ、そのために市民、行政それぞれが取り組むべきこと、市民・関係機関・行政の協働で取り組むべきことを示しています。

## (5) 地域福祉に関する施策をめぐる動向

### 国：地域福祉の再構築に向けた取り組み 平成 20 年

- 地域における「新たな支え合い」を求めて- 住民と行政の協働による新しい福祉

・平成 20 年 4 月に厚生労働省から示された「地域福祉の再構築に向けた取り組み」の中で、

#### ○近年の福祉施策の方向性として

- ・利用者本位 ・市町村中心 ・在宅福祉の充実 ・自立支援の強化
- ・サービス供給体制の多様化

#### ○地域における福祉課題として

- ・公的サービスだけでは対応できない生活課題（軽易な手助け、制度の谷間）
- ・社会的排除となりやすい人、低所得者の問題（外国人、ホームレスなど）
- ・地域移行（地域生活に移行する障がい者などへの対応）

を掲げ、以下を示しています。

#### ○地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策

- ①住民主体を確保する条件があること
- ②地域の生活課題発見のための方策があること
- ③適切な圏域を単位としていること
- ④推進する環境（情報・場・コーディネーター）

### 国：要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について 平成 19 年

- 災害時など緊急時に、要援護者へ対応できる体制づくりへ

・大規模自然災害（大地震、豪雨・水害など）が頻発する中、障がい者や高齢者、乳幼児などの避難支援について様々な課題が明らかになってきました。このような状況のもと、平成 19 年 8 月、厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」が出され、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村の地域福祉計画に盛り込むこととされました。

### 都：「福祉・健康都市 東京ビジョン」 平成 18 年

- 主体的に生活できる社会を構築し、「新しい自立」の実現へ

・平成 18 年 2 月策定のビジョンの中で、誰もが「自ら積極的に健康づくり」に取り組み、「その人らしい自立」にチャレンジし、「主体的に生活できる社会の構築」から「新しい自立」の実現を掲げました。そのため、一人ひとりのライフステージと生活の全体を捉え、大都市東京の特性を踏まえて、民間の力・地域の力・行政の力の 3 つを活かして、より効率的に、より効果的に施策を展開するとしています。

### 3 あきる野市の現状

#### (1) 人口動向

- ・人口は、依然として微増傾向ですが、増加率では、東京都・多摩地区を下回ります。
- ・高齢化率は、東京都・多摩地区平均を2.3ポイント上回っています。

東京都・多摩地区の人口増加率は下回るものの、あきる野市の人口は、微増傾向が続いています。

平成21年におけるあきる野市の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は22.2%で、平成17年に比べて3.7ポイントの増加となっています。東京都、多摩地区の19.9%に比べて、高齢化が進んでいます。

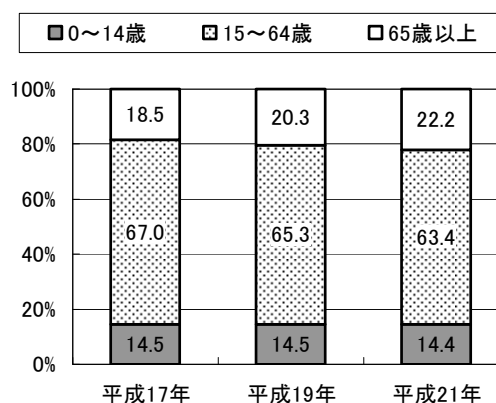
表1 人口の推移

| 年     | あきる野市  |        | 多摩地区      |        | 東京都        |        |
|-------|--------|--------|-----------|--------|------------|--------|
|       | 人口(人)  | 増加率(%) | 人口(人)     | 増加率(%) | 人口(人)      | 増加率(%) |
| 平成14年 | 79,771 | 0.8    | 3,966,160 | 0.9    | 12,330,332 | 0.9    |
| 平成15年 | 80,263 | 0.6    | 3,998,898 | 0.8    | 12,419,604 | 0.7    |
| 平成16年 | 80,423 | 0.2    | 4,031,475 | 0.8    | 12,502,879 | 0.7    |
| 平成17年 | 80,725 | 0.4    | 4,057,263 | 0.6    | 12,595,118 | 0.7    |
| 平成18年 | 80,841 | 0.1    | 4,080,209 | 0.6    | 12,696,438 | 0.8    |
| 平成19年 | 81,200 | 0.4    | 4,107,808 | 0.7    | 12,808,719 | 0.9    |
| 平成20年 | 81,448 | 0.3    | 4,132,780 | 0.6    | 12,917,456 | 0.8    |

注 ) 外国人登録人口を含む。

資料) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年10月1日現在)

図1 年齢(3区分)別人口割合の推移



<参 考>

あきる野市: 22.2%

東京都: 19.9%

多摩地区: 19.9%

※平成21年1月1日現在

資料) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」  
(各年1月1日現在)

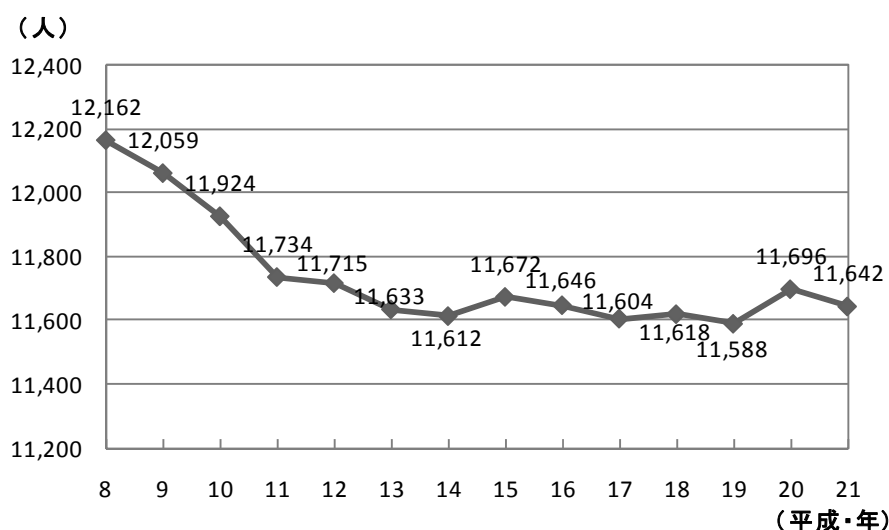
## (2) 子どもをめぐる現状

- ・ 14 歳以下の年少人口は近年、ほぼ横ばいで平成 21 年1月現在で約 11,600 人です。しかし、全人口に占める割合は年々減少しています。
- ・ 合計特殊出生率は近年、増加傾向にあり、平成20年で1.29と、東京都、多摩地区と比較して高い数値になっています。
- ・ 保育園の在籍児童数は年々増加しています。また、保育園の入所待機児童数は 40 人前後で推移しており、平成21年度で47人となっています。
- ・ 児童育成会・学童クラブの利用者数も年々増加しています。一方、待機児数も増加しており、平成21年度で175人となっています。

### ① 年少人口の推移

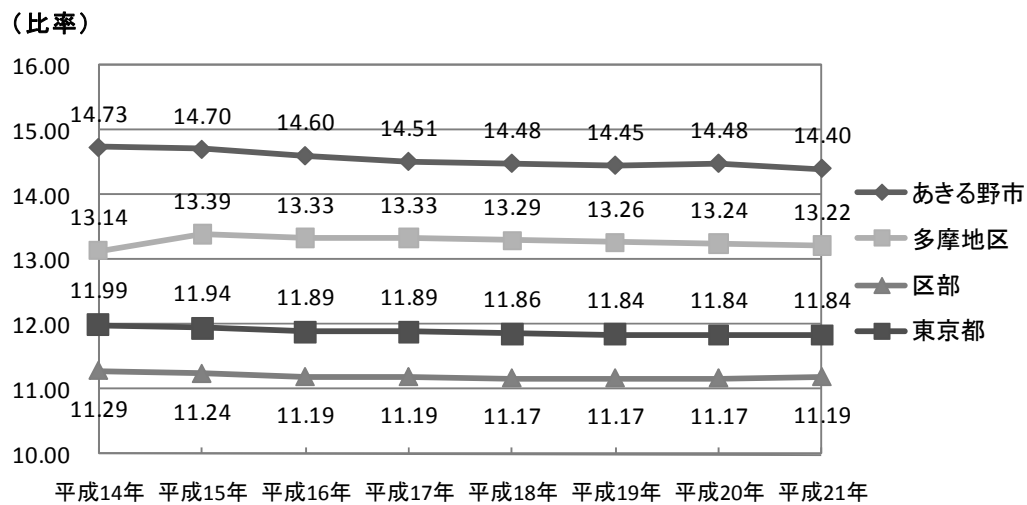
14 歳以下の年少人口は平成 14 年まで減少を続けていましたが、平成 15 年以降はほぼ横ばいで 11,600 人から 11,700 人の間で推移しています。全人口に占める年少人口の割合も僅かながら減少しており、平成 21 年には 14.4%になっています。しかし、東京都や多摩地区と比較すると割合は高く、都内では比較的子どもの多い市と言えます。

図2 あきる野市の年少人口（14 歳以下）の推移



資料) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年 1 月 1 日現在)

図3 全人口に占める年少人口（14歳以下）の割合

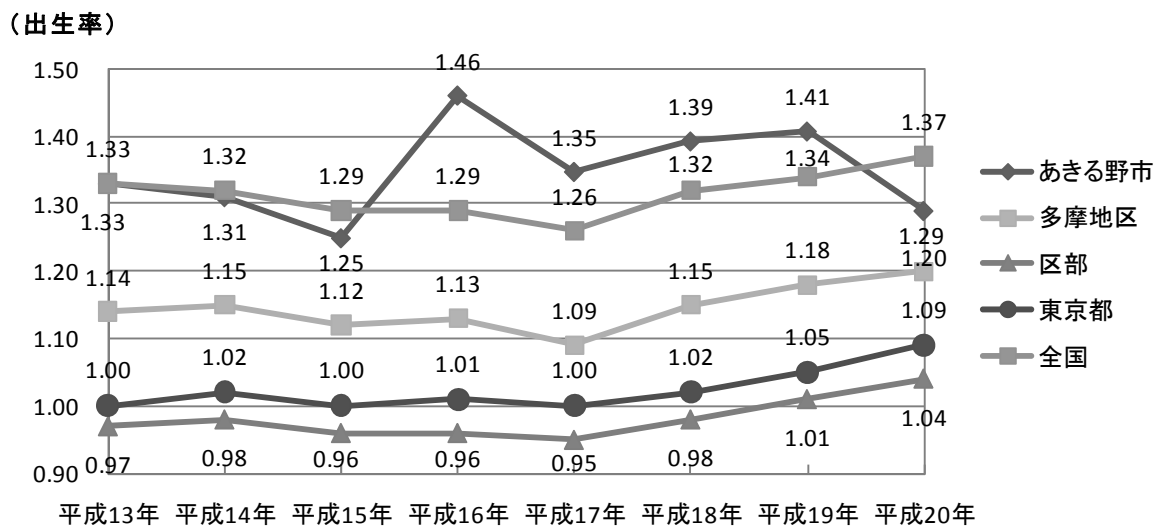


資料) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)

## ② 少子化の状況

合計特殊出生率は、平成15年まで減少を続け、平成17年以降は増加傾向にありましたが、平成20年にまた減少に転じて1.29となっています。これは東京都1.09、多摩地区1.20と比較すると高い数値になっていますが、全国1.37と比較すると低い数値になっています。

図4 合計特殊出生率の推移



資料) 全国：厚生労働省「人口動態統計」(各年 確定値)

東京都、あきる野市：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」(各年 確定数)

### ③ 保育園入所児童数

保育園の定員は、年々増加しており、平成 20 年度では 1,578 人となっています。同様に、入所児童数も年々増加しており、平成 20 年度では 1,755 人と定員を上回っています。

表2 保育園入所児童数

| 年度       | 定員    | 入所児童数 |     |     |     |     |     |     |
|----------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|          |       | 総数    | 0歳  | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  |
| 平成 13 年度 | 1,443 | 1,542 | 115 | 201 | 254 | 321 | 306 | 345 |
| 平成 14 年度 | 1,470 | 1,599 | 120 | 198 | 273 | 345 | 334 | 329 |
| 平成 15 年度 | 1,510 | 1,685 | 120 | 219 | 274 | 363 | 357 | 352 |
| 平成 16 年度 | 1,548 | 1,723 | 139 | 213 | 291 | 346 | 366 | 368 |
| 平成 17 年度 | 1,548 | 1,772 | 142 | 224 | 302 | 359 | 357 | 388 |
| 平成 18 年度 | 1,568 | 1,773 | 132 | 245 | 285 | 377 | 356 | 378 |
| 平成 19 年度 | 1,568 | 1,774 | 129 | 228 | 322 | 345 | 385 | 365 |
| 平成 20 年度 | 1,578 | 1,755 | 131 | 224 | 280 | 376 | 356 | 388 |

注 ) 園名は以下のとおり。

市立 ( 5 園 ) : 東秋留、西秋留、屋城、神明、すぎの子

私立 ( 10 園 ) : 草花、よつぎ第一、よつぎ第二、秋川あすなろ、誠和、増戸、五日市、五日市わかば  
光明第六、ミニルームよつぎ ( よつぎ第一分園 ) 、あきる野こどもの家

資料) 児童課 ( 各年度 3 月 1 日現在 )

### ④ 保育園入所待機児童数

保育園の待機児童数は、平成 14 年度以降は 40 人前後で推移しており、平成 21 年度で 47 人となっています。0 歳から 2 歳までの待機児童が多数を占めています。

表3 保育園入所待機児童数

| 年度       | 待機児童数 |    |    |    |    |    |    |
|----------|-------|----|----|----|----|----|----|
|          | 総数    | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
| 平成 13 年度 | 62    | 2  | 15 | 18 | 20 | 7  | 0  |
| 平成 14 年度 | 40    | 2  | 7  | 18 | 11 | 2  | 0  |
| 平成 15 年度 | 46    | 2  | 14 | 13 | 12 | 4  | 1  |
| 平成 16 年度 | 37    | 1  | 13 | 16 | 7  | 0  | 0  |
| 平成 17 年度 | 43    | 4  | 18 | 14 | 6  | 1  | 0  |
| 平成 18 年度 | 35    | 3  | 9  | 12 | 7  | 4  | 0  |
| 平成 19 年度 | 45    | 2  | 20 | 20 | 1  | 2  | 0  |
| 平成 20 年度 | 40    | 2  | 16 | 14 | 8  | 0  | 0  |
| 平成 21 年度 | 47    | 13 | 14 | 14 | 6  | 0  | 0  |

資料) 児童課 ( 各年度 4 月 1 日現在 )

## ⑤ 幼稚園等入園児童数

幼稚園等の定員は最近 4 年間 1,375 人で変わっていません。在籍児童数は、平成 15 年度をピークに毎年減少し、平成 21 年度では 1,095 人となっています。

表 4 幼稚園等入園児童数

| 年度       | 定員    | 入園児童数 |     |     |     |     |
|----------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
|          |       | 総数    | 満3歳 | 3歳  | 4歳  | 5歳  |
| 平成 13 年度 | 1,370 | 1,190 | 1   | 311 | 433 | 445 |
| 平成 14 年度 | 1,370 | 1,233 | 1   | 327 | 462 | 443 |
| 平成 15 年度 | 1,370 | 1,289 | 2   | 368 | 457 | 462 |
| 平成 16 年度 | 1,370 | 1,274 | 1   | 352 | 457 | 464 |
| 平成 17 年度 | 1,370 | 1,218 | 2   | 343 | 417 | 456 |
| 平成 18 年度 | 1,375 | 1,186 | 2   | 353 | 415 | 416 |
| 平成 19 年度 | 1,375 | 1,140 | 2   | 315 | 402 | 421 |
| 平成 20 年度 | 1,375 | 1,115 | 1   | 343 | 364 | 407 |
| 平成 21 年度 | 1,375 | 1,095 | 2   | 335 | 393 | 365 |

注 1) 3歳 : 4月1日現在で満3歳に達している者

満3歳 : 4月2日以降、満3歳に達した時点で、翌年度の4月を待たずに年度途中から入園した者

注 2) 施設名は以下のとおり。

園名(7園) : 秋川、秋川文化、草花、すもも木、多摩川、ほうりんじ、ころりん村

資料) 児童課(各年度5月1日現在)

## ⑥ 児童館及び児童育成会・学童クラブの状況

児童館の利用者数は、平成 15 年度をピークに年々減少しており、平成 20 年度では、127,898 人となっています。児童育成会・学童クラブの利用者数については、平成 20 年度の児童育成会で減少となったものの、ともに年々増加しており、平成 20 年度では、112,442 人となっています。

表 5 児童館及び児童育成会・学童クラブの利用者数

| 年度       | 児童館     | 児童育成会  | 学童クラブ  |
|----------|---------|--------|--------|
| 平成 13 年度 | 137,071 | 59,018 | 13,629 |
| 平成 14 年度 | 148,468 | 65,824 | 13,587 |
| 平成 15 年度 | 165,431 | 72,780 | 14,144 |
| 平成 16 年度 | 131,816 | 71,774 | 13,946 |
| 平成 17 年度 | 132,543 | 79,396 | 14,339 |
| 平成 18 年度 | 142,348 | 91,031 | 15,519 |
| 平成 19 年度 | 136,957 | 91,626 | 18,954 |
| 平成 20 年度 | 127,898 | 90,545 | 21,897 |

注 ) 施設名は以下のとおり。

児童館(10 館) : 若竹、若葉、南秋留、屋城、一の谷、草花

児童センター、前田、多西、五日市、増戸

児童育成会(8 か所) : 若竹、若葉、南秋留、屋城、一の谷

草花、前田、多西

学童クラブ(2 か所) : 増戸、五日市

資料) 児童課

## ⑦ 学童クラブ入会・待機児童数

学童クラブの入会児童数は年々増加しており、平成21年度では平成13年度と比べ214人増え645人が入会しています。また、待機児童数も年々増加傾向にあり、平成13年度から平成21年度の8年間に104人増え175人となっています。

表6 学童クラブ入会・待機児童数

| 年度     | 入会児童数 | 待機児童数 |
|--------|-------|-------|
| 平成13年度 | 431   | 71    |
| 平成14年度 | 467   | 89    |
| 平成15年度 | 475   | 107   |
| 平成16年度 | 492   | 172   |
| 平成17年度 | 515   | 115   |
| 平成18年度 | 570   | 148   |
| 平成19年度 | 614   | 115   |
| 平成20年度 | 634   | 151   |
| 平成21年度 | 645   | 175   |

注1) 平成21年度から児童育成会は学童クラブに名称を統一

注2) 施設名は以下のとおり。

学童クラブ(11か所)：若竹、若葉、南秋留、屋城一の谷、草花、前田、多西増戸第1、五日市増戸第2(平成21年度開設)

資料) 児童課(各年度4月1日現在)

## ⑧ 児童クラブの状況

児童クラブの利用者数は、対象児童(戸倉・小宮小学校児童)数の減少等により年々減少しており、平成20年度で6,233人となっています。

表7 児童クラブの利用者数

| 年度     | 指導日数 | 利用者数   |
|--------|------|--------|
| 平成14年度 | 141  | 5,766  |
| 平成15年度 | 295  | 11,075 |
| 平成16年度 | 292  | 9,584  |
| 平成17年度 | 293  | 8,732  |
| 平成18年度 | 294  | 8,421  |
| 平成19年度 | 294  | 6,937  |
| 平成20年度 | 293  | 6,233  |

注1) 平成14年10月1開設

注2) 施設名は以下のとおり。

児童クラブ(2か所)：戸倉、小宮

資料) 児童課

## ⑨ 子ども家庭支援センターの状況

子ども家庭支援センターでの総合相談は、平成20年度で1,996件、子育て講座の延べ参加人数は924人、子育てグループの育成・支援は112人となっています。

表8 子ども家庭支援センターの利用状況

| 年度     | 総合相談<br>(年間延べ相談件数) | 子育て講座「赤ちゃん<br>とのかかわり」等<br>(延べ参加人数) | 子育てグループ<br>の育成・支援<br>(延べ参加人数) | 関係機関との会<br>議(開催又は参<br>加数) |
|--------|--------------------|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 平成14年度 | 751                | 295                                | 125                           | 25                        |
| 平成15年度 | 1050               | 529                                | 252                           | 37                        |
| 平成16年度 | 1015               | 740                                | 402                           | 30                        |
| 平成17年度 | 1342               | 418                                | 206                           | 29                        |
| 平成18年度 | 2696               | 474                                | 230                           | 28                        |
| 平成19年度 | 2310               | 764                                | 234                           | 33                        |
| 平成20年度 | 1996               | 924                                | 112                           | 53                        |

資料) 子育て支援課

## ⑩ 母子保健事業の実施状況

平成20年度は、1歳6か月児健康診査は710人が受診し、3歳児健康診査は671人が受診しています。受診率は毎年、ほぼ95%前後を推移しています。

表9 母子保健事業の実施状況

健康診査の受診者数

| 年度     | 1歳6か月児健康診査 |     |       | 3歳児健康診査 |     |       | 妊婦健診  |
|--------|------------|-----|-------|---------|-----|-------|-------|
|        | 対象児        | 受診児 | 受診率   | 対象児     | 受診児 | 受診率   | 受診者   |
| 平成13年度 | 747        | 717 | 96.0% | 765     | 729 | 95.3% | 1,359 |
| 平成14年度 | 730        | 695 | 95.2% | 771     | 745 | 96.6% | 1,300 |
| 平成15年度 | 771        | 725 | 94.0% | 765     | 723 | 94.5% | 1,375 |
| 平成16年度 | 691        | 660 | 95.5% | 765     | 743 | 97.1% | 1,310 |
| 平成17年度 | 781        | 746 | 95.5% | 778     | 734 | 94.3% | 1,387 |
| 平成18年度 | 708        | 667 | 94.2% | 706     | 679 | 96.2% | 1,273 |
| 平成19年度 | 739        | 709 | 95.9% | 776     | 747 | 96.3% | 1,268 |
| 平成20年度 | 745        | 710 | 95.3% | 713     | 671 | 94.1% | 2,928 |

注) 平成20年度に妊婦健診(医療機関委託)が2回から5回に変更

資料) 健康課

母親学級の受講者数

| 年度     | 母親学級(母性科) |      | 母親学級(育児科) |     |
|--------|-----------|------|-----------|-----|
|        | 母親学級      | 父親学級 | 離乳食教室     | 育児科 |
| 平成13年度 | 133       | 42   | 320       | 324 |
| 平成14年度 | 586       | 42   | 258       | 235 |
| 平成15年度 | 504       | 72   | 195       | 89  |
| 平成16年度 | 408       | 90   | 647       | 331 |
| 平成17年度 | 454       | 84   | 303       | 790 |
| 平成18年度 | 318       | 106  | 344       | 212 |
| 平成19年度 | 193       | 104  | 358       | 242 |
| 平成20年度 | 311       | 111  | 370       | 209 |

資料) 健康課

# ⑪ ファミリー・サポート・センターの状況

平成18年1月から活動を開始したファミリー・サポート・センターの会員数は年々増加しており、平成20年度で依頼会員（育児の援助をしてほしい方）239人、提供会員（育児の援助をしたい方）121人、その両方を登録している両方会員が21人となっています。活動件数も増加しており、平成20年度で1,526人となっています。

表 10 ファミリー・サポート・センターの利用状況

| 年度       | 会 員 数 |      |      |     | 活動件数  |
|----------|-------|------|------|-----|-------|
|          | 依頼会員  | 提供会員 | 両方会員 | 合 計 |       |
| 平成 17 年度 | 58    | 39   | 7    | 104 | 117   |
| 平成 18 年度 | 127   | 79   | 14   | 220 | 1,039 |
| 平成 19 年度 | 184   | 105  | 17   | 306 | 1,610 |
| 平成 20 年度 | 239   | 121  | 21   | 381 | 1,526 |

注 ）平成 17 年 11 月開設、平成 18 年 1 月活動開始  
資料）子育て支援課

### (3) 障がい者をめぐる現状

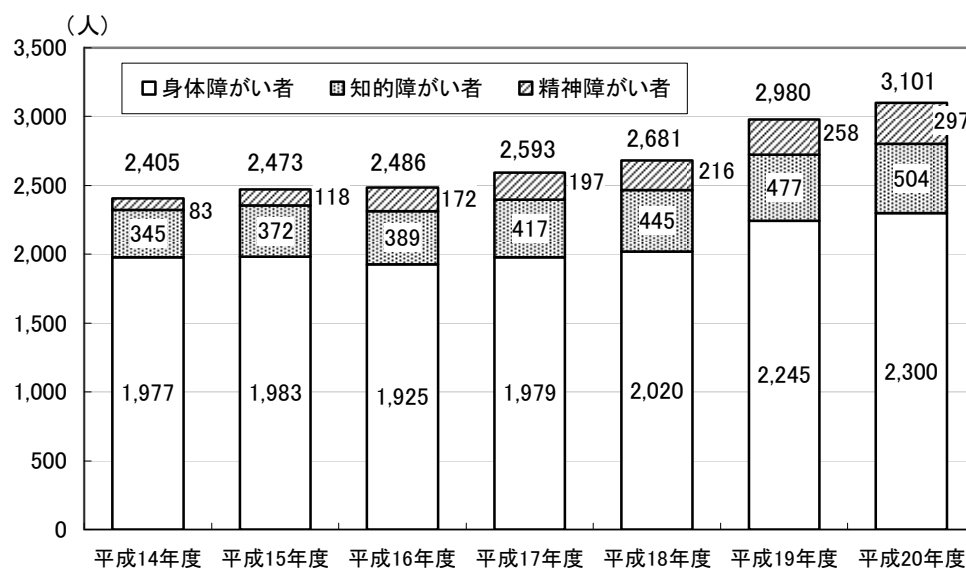
- ・障がいのある方は3,101人で、市民の約3.8%に当たり、年々増加傾向にあります。
- ・このうち、身体障がい者が最も多く、2,300人です。

#### ① 障がい者手帳所持者数

平成21年3月31日現在、障がい者手帳の所持者は3,101人で、身体障がい者が2,300人、知的障がい者は504人、精神障がい者は297人です。

障がい者数の推移をみると、各障がいとも年々増加傾向にあります。総人口に占める割合は、身体障がい者が2.4から2.8%、知的障がい者が0.5から0.6%、精神障がい者が0.2から0.4%と微増となっています。

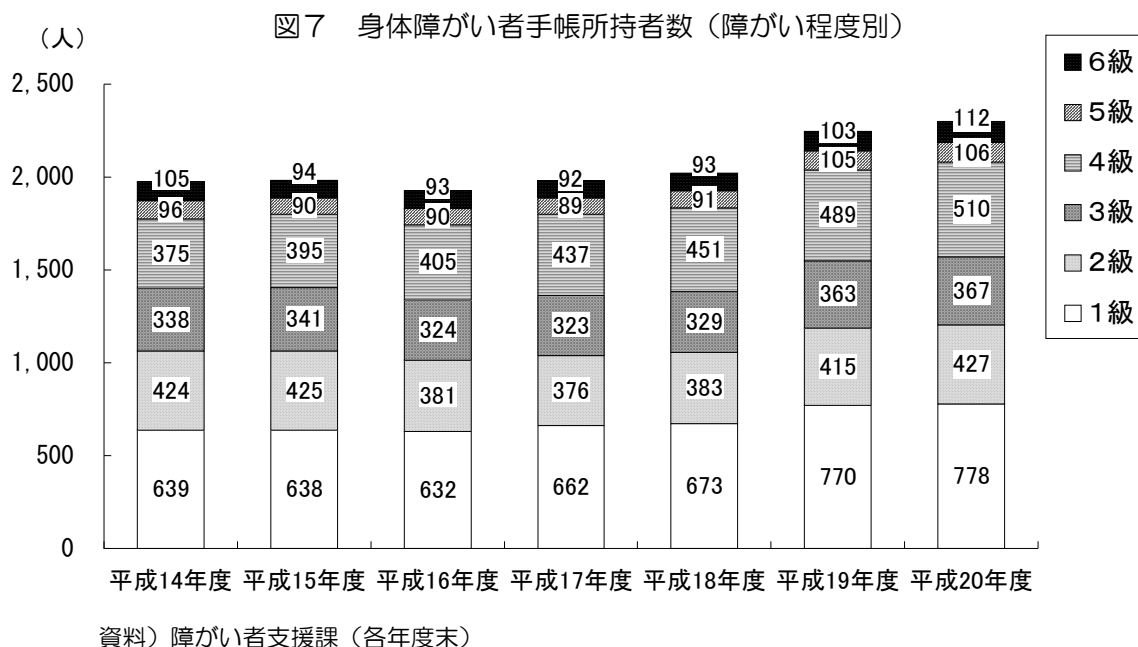
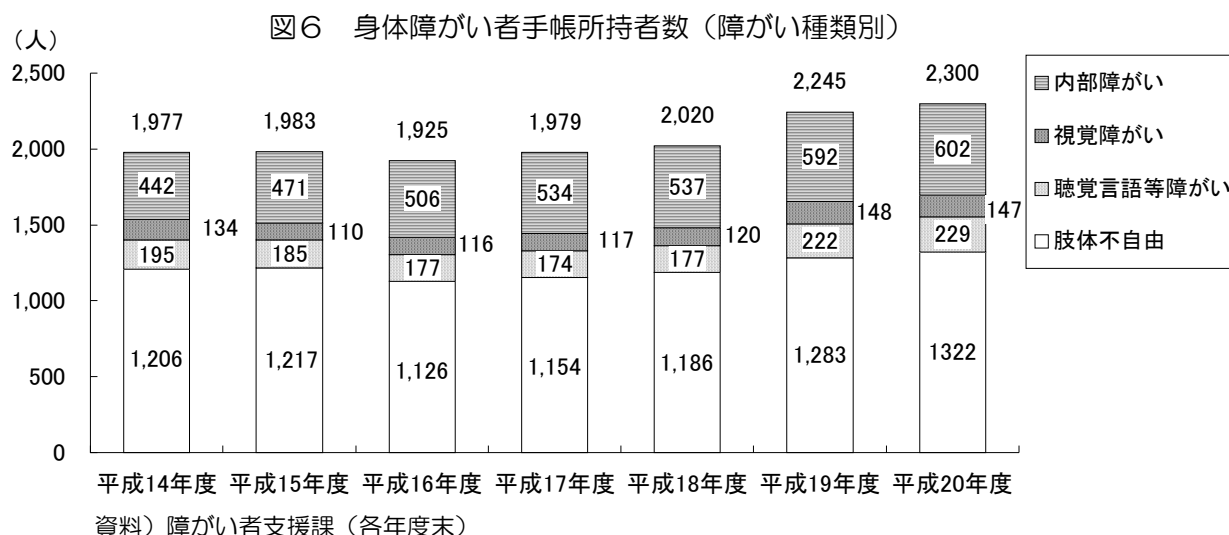
図5 障がい者手帳所持者数



注) 障がい者数は、手帳所持者数  
資料) 障がい者支援課(各年度末)

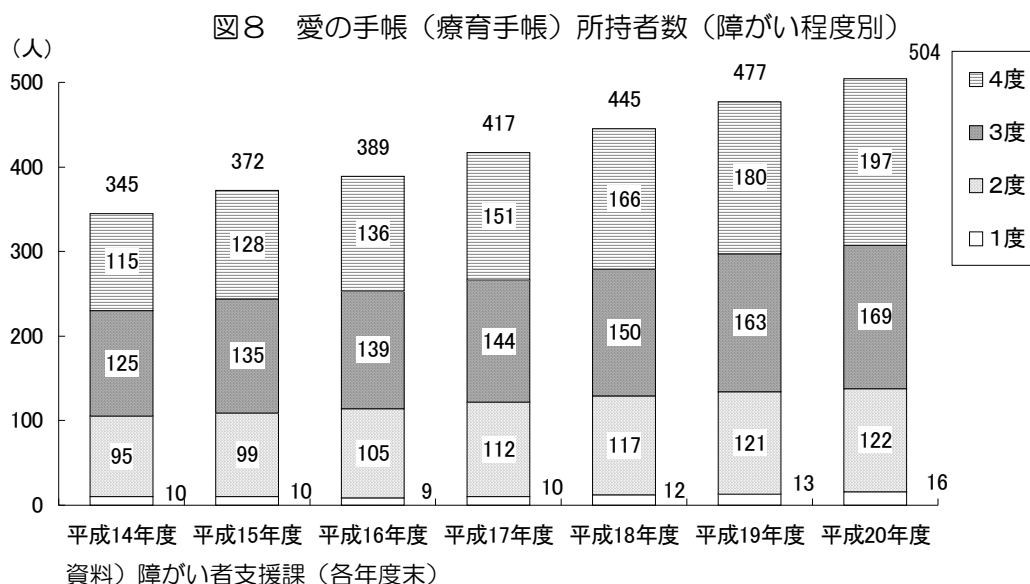
## ② 身体障がい者の状況

平成21年3月31日現在における身体障がいの種類別の状況は、肢体不自由が1,322人(57.4%)と最も多く、次いで内部障がい602人、聴覚言語等障がい229人、視覚障がい147人の順となっています。平成14年度以降の推移をみると、障がい種類別では内部障がいの増加、障がい程度別では1級と4級の占める割合の増加がやや大きくなっています。



### ③ 知的障がい者の状況

平成21年3月31日現在における知的障がいの程度別の状況は、4度（軽度）が197人（39.1%）、3度（中度）が169人（33.5%）、2度（重度）が122人（24.2%）、1度（最重度）が16人（3.2%）となっています。4度の増加の割合が顕著です。



### ④ 精神障がい者の状況

平成21年3月31日現在における精神障がいの程度別の状況は、1級が47人（15.8%）、2級が172人（57.9%）、3級が78人（26.3%）となっています。年々増加傾向がみられ、特に、程度別では2級の増加の割合が顕著です。

なお、精神障がいに関する自立支援医療費制度（精神通院医療）の対象者数も、年々増加しており、平成20年度では774人となっています。

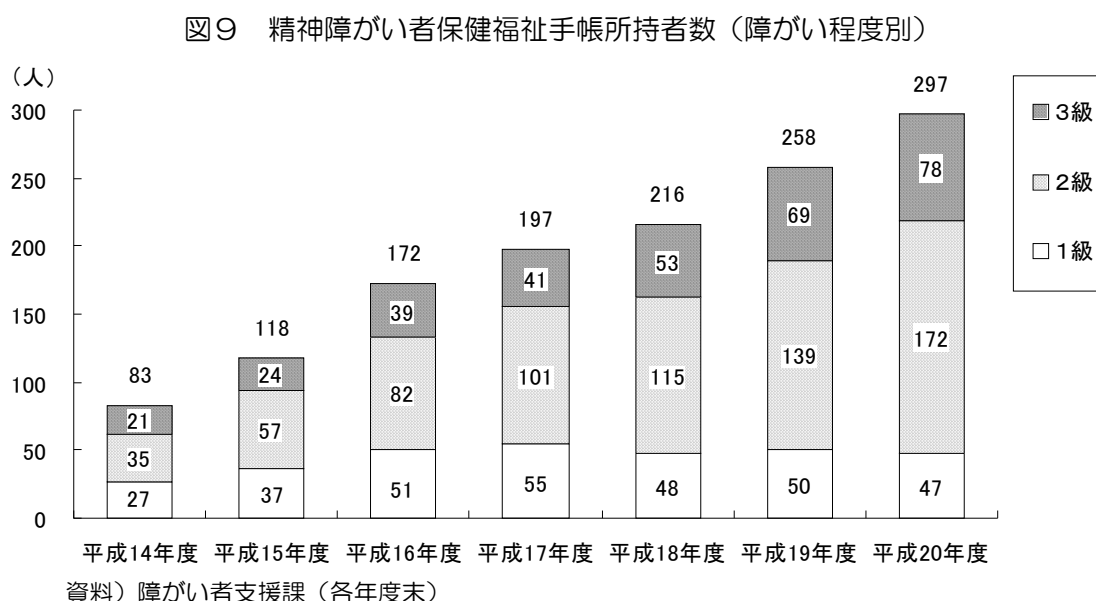
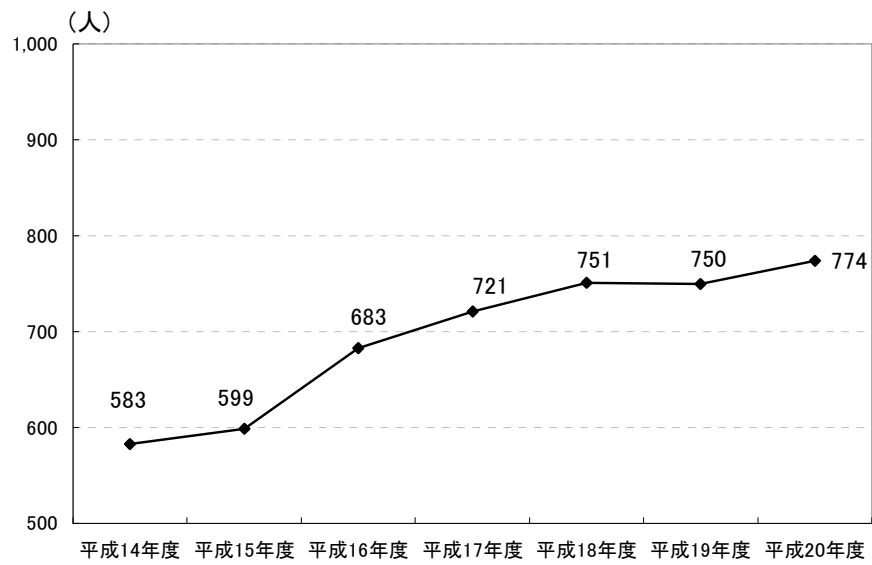


図 10 自立支援医療費制度（精神通院医療）対象者数



注 ) 平成 18 年度から、通院医療費公費負担制度が、自立支援医療費制度（精神通院医療）に移行しました。

資料) 障がい者支援課（各年度末）

#### (4) 高齢者をめぐる現状

- ・65歳以上の高齢者のいる世帯が増加しています。
- ・要介護（要支援）認定者が平成12年の2倍以上に増加しています。

##### ① 高齢者のいる世帯構成の動向

高齢者のいる世帯は年々増加しており、高齢者単身世帯は平成2年の約3.5倍に増加しています。また、高齢者夫婦世帯は約3.6倍に増加しています。

表11 高齢者のいる世帯構成の動向

| 年     | 全世帯    | 65歳以上高齢者のいる世帯 |       |       |       |
|-------|--------|---------------|-------|-------|-------|
|       |        | 総数            | 高齢者単身 | 高齢者夫婦 | その他   |
| 平成2年  | 20,598 | 5,008         | 483   | 917   | 3,608 |
| 平成7年  | 23,129 | 6,288         | 756   | 1,273 | 4,259 |
| 平成12年 | 25,654 | 7,760         | 1,099 | 1,915 | 4,746 |
| 平成17年 | 27,570 | 9,596         | 1,499 | 2,897 | 5,200 |
| 平成21年 | 32,000 | 11,100        | 1,700 | 3,300 | 6,100 |

注）平成21年の値のみ、推定数値

資料）総務省統計局「国勢調査報告」（各年10月1日現在）

##### ② 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者の推移を見ると、介護保険開始当初の平成12年には1,015人だった認定者が平成20年10月の認定者は2,167人と、2倍以上の増加となっています。

表12 認定者の推移

|        |             | (人)   |       |       |       |
|--------|-------------|-------|-------|-------|-------|
|        |             | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
| 第1号保険者 |             |       |       |       |       |
|        | 65歳以上 75歳未満 | 360   | 359   | 345   | 331   |
|        | 75歳以上       | 1,651 | 1,804 | 1,797 | 1,750 |
|        | 小計          | 2,011 | 2,163 | 2,142 | 2,081 |
| 第2号保険者 |             |       |       |       |       |
|        | 40歳以上 65歳未満 | 92    | 101   | 92    | 86    |
|        | 小計          | 92    | 101   | 92    | 86    |
| 総計     |             | 2,103 | 2,264 | 2,234 | 2,167 |

資料）高齢者支援課（各年10月1日現在）

## (5) 健康づくりをめぐる現状

- ・乳幼児健康診査の受診率の維持、母子保健事業の周知、母親学級等の講座の参加者を増やすことが課題です。
- ・がん検診の受診率は、13%から24%と低い状況で、受診率の向上が今後の課題です。

### ① 母子保健事業の実施状況

母子保健事業は、妊娠期から就学前の乳幼児を対象に母子健康手帳の交付、乳幼児等健康診査事業、育児相談等相談事業、訪問事業、健康教育事業を実施しています。

乳幼児健康診査の受診率の維持、母子保健事業の周知、母親学級等の講座の参加者を増やすことが課題としてあげられます。

表 13 母子保健事業の実施状況

#### 健康診査事業

| 年度     | 乳児  | 1歳6か月児 | 3歳児 | 6か月児 | 9か月児 | 発達  | 経過観察 | 妊婦健診  | 妊婦歯科 | 乳幼児歯科 |
|--------|-----|--------|-----|------|------|-----|------|-------|------|-------|
|        | 受診児 | 受診児    | 受診児 | 受診児  | 受診児  | 受診児 | 受診児  | 受診者   | 受診者  | 受診児   |
| 平成13年度 | 684 | 717    | 729 | 608  | 591  | 112 | 118  | 1,359 | 107  | 2,131 |
| 平成14年度 | 694 | 695    | 745 | 661  | 636  | 100 | 118  | 1,300 | 118  | 1,908 |
| 平成15年度 | 640 | 725    | 723 | 625  | 628  | 86  | 117  | 1,375 | 105  | 1,984 |
| 平成16年度 | 720 | 660    | 743 | 625  | 594  | 86  | 117  | 1,310 | 90   | 1,824 |
| 平成17年度 | 650 | 746    | 734 | 626  | 671  | 157 | 65   | 1,387 | 95   | 1,731 |
| 平成18年度 | 703 | 667    | 679 | 667  | 612  | 81  | 67   | 1,273 | 77   | 1,871 |
| 平成19年度 | 704 | 709    | 747 | 640  | 638  | 81  | 51   | 1,268 | 45   | 1,896 |
| 平成20年度 | 592 | 710    | 671 | 623  | 621  | 54  | 47   | 2,928 | 67   | 1,831 |

#### 健康教育事業

| 年度     | 母親学級(母性科) |      | 母親学級(育児科) |     | 歯科予防処置 | 歯科教育  |
|--------|-----------|------|-----------|-----|--------|-------|
|        | 母親学級      | 両親学級 | 離乳食教室     | 育児科 | 受診児    | 受講者   |
|        | 受講者       | 受講者  | 受講者       | 受講者 |        |       |
| 平成13年度 | 133       | 42   | 320       | 324 | 1,486  | 934   |
| 平成14年度 | 586       | 42   | 258       | 235 | 1,558  | 903   |
| 平成15年度 | 504       | 72   | 195       | 89  | 1,659  | 854   |
| 平成16年度 | 408       | 90   | 647       | 331 | 1,630  | 1,042 |
| 平成17年度 | 454       | 84   | 303       | 790 | 1,717  | 1,098 |
| 平成18年度 | 318       | 106  | 344       | 212 | 1,847  | 1,209 |
| 平成19年度 | 193       | 104  | 358       | 242 | 1,874  | 1,118 |
| 平成20年度 | 311       | 111  | 370       | 209 | 1,693  | 1,032 |

#### 乳幼児健診受診率

|      | 受診率   |          |      |
|------|-------|----------|------|
|      | 3歳児健診 | 1歳6か月児健診 | 乳児健診 |
| 17年度 | 94.2  | 95.4     | 94.8 |
| 18年度 | 96.2  | 94.2     | 96.6 |
| 19年度 | 96.4  | 95.9     | 96.4 |

#### 相談事業

| 年度     | 心理  | 妊婦  | 産婦  | 乳児    | 幼児    | その他 | 育児相談 |     |     | 栄養相談 |       |
|--------|-----|-----|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|------|-------|
|        |     |     |     |       |       |     | 乳児   | 幼児  | 五日市 | 妊産婦  | 乳幼児   |
| 平成13年度 | 138 | 163 | 741 | 2,088 | 3,072 | 12  | 536  | 758 | 285 | 20   | 680   |
| 平成14年度 | 143 | 101 | 881 | 2,356 | 2,961 | 4   | 624  | 663 | 292 | 126  | 2,159 |
| 平成15年度 | 182 | 66  | 802 | 2,304 | 3,097 | 12  | 656  | 784 | 353 | 177  | 2,557 |
| 平成16年度 | 184 | 32  | 271 | 912   | 573   | 22  | 607  | 843 | 281 | 223  | 2,469 |
| 平成17年度 | 127 | 60  | 181 | 547   | 486   | 35  | 719  | 902 | 294 | 196  | 2,241 |
| 平成18年度 | 128 | 77  | 304 | 678   | 429   | 64  | 720  | 791 | 143 | 173  | 2,292 |
| 平成19年度 | 136 | 15  | 355 | 634   | 506   | 29  | 654  | 937 | 259 | 84   | 2,350 |
| 平成20年度 | 127 | 688 | 287 | 454   | 449   | 15  | 578  | 915 | 303 | 367  | 1,988 |

資料) 健康課

表 13 母子保健事業の実施状況（つづき）

訪問指導事業

| 年度     | 妊婦 | 産婦  | 新生児 | その他 | 低体重児 | 未熟児 |
|--------|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 平成13年度 | 7  | 6   | 180 | 76  |      |     |
| 平成14年度 | 1  | 111 | 228 | 88  |      |     |
| 平成15年度 | 4  | 101 | 189 | 117 |      |     |
| 平成16年度 | 2  | 104 | 70  | 87  | 21   | 9   |
| 平成17年度 | 1  | 78  | 70  | 80  | 33   | 9   |
| 平成18年度 | 0  | 118 | 159 | 43  | 24   | 14  |
| 平成19年度 | 0  | 201 | 200 | 48  | 45   | 6   |
| 平成20年度 | 3  | 242 | 217 | 73  | 40   | 11  |

資料）健康課

## ② その他保健事業の実施状況

老人保健法の廃止により平成 20 年度からは、健康増進法に基づき各種保健事業を実施しています。市民健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病を予防・改善するための新しい健診「特定健康診査」に生まれ変わり、各医療保険者に実施が義務づけられました。がん検診は、乳がん及び子宮がん検診を平成 17 年度から国の指針に基づき隔年実施しています。また、平成 18 年度からは、前立腺がん検診を実施しています。

新しい取り組みとしては、平成 20 年度から歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診を実施しています。各種検診とも年々市民の関心が高まり受診者は増加傾向にありますが、がん検診の受診率は、13%から 24%と低い状況であり、受診率の向上が今後の課題として挙げられます。

表 14 老人保健事業の実施状況

| 年度     | 健康手帳<br>の交付 | 健康教育  | 健康相談  | 市民<br>健康診査 | 胃がん<br>検診<br>(35歳以上) | 乳がん<br>検診<br>(30歳以上) | 子宮がん<br>検診<br>(20歳以上) | 肺がん<br>検診<br>(35歳以上) | 大腸がん<br>検診<br>(35歳以上) | 前立腺がん<br>検診<br>(50歳以上) |
|--------|-------------|-------|-------|------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|
| 平成13年度 | 3,366       | 3,255 | 3,074 | 6,054      | 2,619                | 2,592                | 2,602                 | 2,661                | 2,902                 | —                      |
| 平成14年度 | 3,000       | 3,898 | 3,424 | 6,457      | 2,678                | 2,383                | 2,332                 | 2,796                | 2,999                 | —                      |
| 平成15年度 | 2,670       | 3,768 | 3,237 | 7,792      | 3,048                | 2,828                | 3,136                 | 3,502                | 3,466                 | —                      |
| 平成16年度 | 2,500       | 1,558 | 3,544 | 9,044      | 3,588                | 3,148                | 3,271                 | 3,888                | 4,072                 | —                      |
| 平成17年度 | 3,300       | 1,156 | 3,114 | 9,167      | 3,811                | 1,289                | 1,020                 | 3,820                | 4,254                 | —                      |
| 平成18年度 | 3,168       | 1,329 | 2,663 | 9,671      | 3,826                | 2,725                | 2,583                 | 4,125                | 4,574                 | 1,624                  |
| 平成19年度 | 3,258       | 1,181 | 3,613 | 10,176     | 3,571                | 1,524                | 1,278                 | 3,534                | 4,195                 | 1,760                  |

資料) 健康課

表 15 がん検診の受診状況

| 年度   | 胃がん         |         |           |           | 大腸がん        |             |         |           | 肺がん         |         |         |        |
|------|-------------|---------|-----------|-----------|-------------|-------------|---------|-----------|-------------|---------|---------|--------|
|      | 40歳以上の人口(人) | 対象者数(人) | 受診者数(人)   | 受診率(%)    | 40歳以上の人口(人) | 対象者数(人)     | 受診者数(人) | 受診率(%)    | 40歳以上の人口(人) | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) |
| 17年度 | 42,426      | 27,067  | 3,528     | 13.0      | 42,426      | 29,910      | 3,959   | 13.2      | 42,426      | 29,910  | 3,699   | 12.4   |
| 18年度 | 42,901      | 25,011  | 3,567     | 14.3      | 42,901      | 28,486      | 4,113   | 14.4      | 42,901      | 24,625  | 3,860   | 15.7   |
| 19年度 | 43,321      | 25,256  | 3,377     | 13.4      | 43,321      | 28,765      | 3,980   | 13.8      | 43,321      | 24,866  | 3,348   | 13.5   |
| 年度   | 乳がん         |         |           |           |             | 子宮がん        |         |           |             |         |         |        |
|      | 40歳以上の人口(人) | 対象者数(人) | 受診者数前年(人) | 受診者数現年(人) | 受診率(%)      | 20歳以上の人口(人) | 対象者数(人) | 受診者数前年(人) | 受診者数現年(人)   | 受診率(%)  |         |        |
| 17年度 | 21,788      | 18,214  | 2,706     | 1,036     | 20.5        | 31,991      | 25,240  | 3,271     | 1,020       | 17.0    |         |        |
| 18年度 | 22,021      | 14,776  | 1,036     | 2,367     | 23.0        | 32,226      | 20,785  | 1,020     | 2,583       | 17.3    |         |        |
| 19年度 | 22,235      | 14,920  | 2,367     | 1,274     | 24.4        | 32,321      | 20,847  | 2,583     | 1,278       | 18.5    |         |        |

資料) 健康課

表 16 健康増進事業の実施状況（平成 20 年度）

| 健康手帳<br>の交付 | 健康教育      | 健康相談       | 健康診査        | 胃がん<br>検診  | 乳がん<br>検診    |
|-------------|-----------|------------|-------------|------------|--------------|
| 5,140       | 483       | 2,320      | 74          | 3,932      | 2,986        |
| 子宮がん<br>検診  | 肺がん<br>検診 | 大腸がん<br>検診 | 前立腺がん<br>検診 | 歯周疾患<br>検診 | 骨粗しょう症<br>検診 |
| 2,518       | 4,052     | 4,628      | 1,175       | 210        | 162          |

資料）健康課

表 17 老人保健事業の健康相談事業・機能訓練事業の実施状況

| 年度     | 重点<br>健康相談 | 総合<br>健康相談 | 機能訓練<br>事業 |
|--------|------------|------------|------------|
| 平成13年度 | 1,135      | 1,939      | 3,590      |
| 平成14年度 | 1,668      | 1,756      | 4,426      |
| 平成15年度 | 1,498      | 1,739      | 5,599      |
| 平成16年度 | 1,566      | 1,978      | 5,605      |
| 平成17年度 | 1,655      | 1,459      | 5,410      |
| 平成18年度 | 1,262      | 1,401      | —          |
| 平成19年度 | 2,149      | 1,464      | —          |

注 ）機能訓練事業は延べ人数

資料）健康課

表 18 健康増進事業の健康相談事業実施状況

| 年度      | 重点<br>健康相談 | 総合<br>健康相談 |
|---------|------------|------------|
| 平成20 年度 | 113        | 2,207      |

資料）健康課

### ③ 予防接種の実施状況

平成 20 度の予防接種の実施人数は、16,728 人です。なお、日本脳炎予防接種は、日本脳炎ワクチンによる副反応が発生したことから、平成 17 年度途中より積極的接種を差し控えています。

平成 20 年度から 5 年間の措置として、中学 1 年生、高校 3 年生に対する麻しん・風しんの予防接種を行うなど予防接種に関する変更が相次いでいます。

表 19 予防接種の実施状況

| 年度      | 総数     | 三種混合<br>(百日せき・ジフ<br>テリア・破傷風) | 二種混合<br>(ジフテリア・破<br>傷風) | 急性灰白髄<br>炎(ポリオ) | 麻しん・風し<br>ん(混合及び<br>単独) | 日本脳炎 | 結 核          |     | 高齢者イン<br>フルエンザ |
|---------|--------|------------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|------|--------------|-----|----------------|
|         |        |                              |                         |                 |                         |      | ツベルクリン<br>反応 | BCG |                |
| 平成13年度  | 14,105 | 2,692                        | 610                     | 1310            | 1773                    | 2991 | 801          | 778 | 3150           |
| 平成14年度  | 15,331 | 2,744                        | 545                     | 1597            | 1676                    | 3019 | 656          | 637 | 4457           |
| 平成15年度  | 16,536 | 2,869                        | 575                     | 1307            | 1671                    | 3061 | 753          | 715 | 5585           |
| 平成16年度  | 17,073 | 2,676                        | 579                     | 1626            | 1357                    | 3014 | 824          | 807 | 6190           |
| 平成17年度  | 15,062 | 2,717                        | 508                     | 1197            | 2146                    | 967  | —            | 688 | 6839           |
| 平成18年度  | 13,507 | 2,732                        | 520                     | 1367            | 1289                    | 93   | —            | 711 | 6795           |
| 平成19年度  | 15,006 | 2,840                        | 618                     | 1482            | 1487                    | 82   | —            | 716 | 7781           |
| 平成20 年度 | 16,728 | 2,954                        | 656                     | 1346            | 2666                    | 119  | —            | 613 | 8374           |

資料）健康課

#### ④ 休日・準夜診療受診者数

休日における急病患者の利便を図るため、あきる野市医師会の協力を得て休日診療及び準夜診療を在宅方式で実施しています。

また、歯科については東京都西多摩歯科医師会の協力を得て、あきる野市、福生市、日の出町で年間の休日を分担して休日診療を在宅方式で実施しています。

今後も関係医療機関の協力を得ながら事業の充実が求められています。

表 20 休日・準夜診療受診者数

| 年度     | 診療日数<br>(日) | 総数<br>(人) | 内科<br>(人) | 小児科<br>(人) | その他<br>(人) | 1日あたり<br>受診者数<br>(人) |
|--------|-------------|-----------|-----------|------------|------------|----------------------|
| 医科休日診療 |             |           |           |            |            |                      |
| 平成13年度 | 72          | 2455      | 1537      | 627        | 291        | 34                   |
| 平成14年度 | 71          | 2669      | 1784      | 654        | 231        | 38                   |
| 平成15年度 | 71          | 2377      | 1370      | 711        | 296        | 33                   |
| 平成16年度 | 71          | 2082      | 1021      | 841        | 220        | 29                   |
| 平成17年度 | 71          | 2053      | 1034      | 839        | 180        | 29                   |
| 平成18年度 | 71          | 2073      | 1148      | 572        | 353        | 29                   |
| 平成19年度 | 72          | 2153      | 1152      | 694        | 307        | 30                   |
| 平成20年度 | 72          | 2014      | 1087      | 696        | 231        | 28                   |
| 医科準夜診療 |             |           |           |            |            |                      |
| 平成13年度 | 72          | 757       | 377       | 222        | 158        | 11                   |
| 平成14年度 | 71          | 928       | 412       | 327        | 189        | 13                   |
| 平成15年度 | 71          | 836       | 330       | 325        | 181        | 12                   |
| 平成16年度 | 71          | 740       | 329       | 310        | 101        | 10                   |
| 平成17年度 | 71          | 799       | 348       | 333        | 118        | 11                   |
| 平成18年度 | 71          | 716       | 309       | 279        | 128        | 10                   |
| 平成19年度 | 72          | 890       | 353       | 304        | 233        | 12                   |
| 平成20年度 | 72          | 787       | 364       | 279        | 144        | 11                   |

資料) 健康課

表 21 休日歯科診療受診者数

| 年度     | 診療日数<br>(日) | 総数<br>(人) | 1日あたり<br>受診者数<br>(人) |
|--------|-------------|-----------|----------------------|
| 歯科休日診療 |             |           |                      |
| 平成14年度 | 43          | 189       | 4                    |
| 平成15年度 | 43          | 132       | 3                    |
| 平成16年度 | 43          | 149       | 3                    |
| 平成17年度 | 43          | 137       | 3                    |
| 平成18年度 | 43          | 148       | 3                    |
| 平成19年度 | 43          | 112       | 3                    |
| 平成20年度 | 43          | 108       | 3                    |

資料) 健康課

## (6) 地域福祉をめぐる現状

### ① 民生・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、地域社会の中で問題を抱えている方の調査・相談・指導・助言に当たる一方、関係行政機関に対する協力活動を行っています。

現在、秋川第一地区に21人、秋川第二地区に25人、五日市地区に24人、合計70人の民生委員・児童委員が配置され、以下のように相談・支援を行っています。

表 22 民生委員・児童委員の相談・支援状況

| 相談内容      | 件 数    |        |        |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 高齢者に関する事  | 1,571  | 1,432  | 1,259  | 1,099  | 1,104  | 1,266  |
| 障がい者に関する事 | 405    | 272    | 212    | 208    | 170    | 215    |
| 子どもに関する事  | 1,003  | 1,134  | 1,353  | 1,276  | 1,112  | 1,660  |
| その他       | 795    | 819    | 541    | 501    | 290    | 335    |
| 計         | 3,774  | 3,657  | 3,365  | 3,084  | 2,676  | 3,476  |

資料) 生活福祉課

### ② 社会福祉協議会の活動

#### ■ふれあい福祉委員

市内の町内会・自治会単位にふれあい福祉委員会（82委員会）を設置し、社会福祉協議会の会長から委嘱されたふれあい福祉委員により、地域における高齢者、障がい者、児童などへの声かけ、見守り活動等を推進しています。平成21年度のふれあい福祉委員の人数は454人となっています。

#### ■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施しています。

表 23 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況

| 実利用件数      |        |        |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成15年度     | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 2          | 2      | 3      | 2      | 2      | 4      |
| 問い合わせ・相談件数 |        |        |        |        |        |
| 平成15年度     | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 12         | 16     | 15     | 13     | 13     | 40     |

資料) あきる野市社会福祉協議会

## ■有償家事援助サービス

社会福祉協議会では、有償家事援助サービス事業として、家事援助サービス事業、移送サービス事業、心身障害児（者）一時預かり事業を実施しています。

### ○家事援助サービス事業

介護保険制度や障害者自立支援法の施行により、平成15年度と比べて、一時減少傾向にありましたが、ここ1、2年、公的制度では、同居親族等がいる場合にサービス提供が難しいなどの理由により、少しずつ利用が増えています。

### ○移送サービス事業

医療法の改正等により、通院によるリハビリテーションが疾病により日数が制限されたため、平成15年度と比べて減少傾向にありましたが、車いす利用者等には使いやすいことから、再度増加傾向にあります。

### ○心身障害児（者）一時預かり事業

平成15年度に公的なサービスである支援費制度（当時）が施行され、更に、平成18年度に障害者自立支援法が施行されたことにより、当時に比べ、現在では5分の1程度の利用に留まっています。ただし、愛の手帳等を所持していない特別支援学級の生徒や公的サービス（在宅心身障害者緊急一時保護事業、障害者自立支援法の短期入所（ショートステイ））の支給量等を超えて利用を希望する場合に本サービスは活用されています。

表 24 有償家事援助サービスの利用状況

| サービスの種類       | 延べ利用回数(回) |        |        |        |        |        |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               | 平成15年度    | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 家事援助サービス      | 1,341     | 1,304  | 1,436  | 1,205  | 1,206  | 1,326  |
| 移送サービス        | 3,453     | 3,762  | 3,870  | 3,087  | 2,586  | 2,729  |
| 心身障害児(者)一時預かり | 248       | 126    | 99     | 98     | 42     | 52     |
| サービスの種類       | 活動協力員数(人) |        |        |        |        |        |
|               | 平成15年度    | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 家事援助サービス      | 290       | 281    | 300    | 263    | 232    | 279    |
| 移送サービス        | 299       | 309    | 323    | 282    | 271    | 256    |
| 心身障害児(者)一時預かり | 105       | 55     | 60     | 37     | 25     | 36     |

資料) あきる野市社会福祉協議会

- 家事援助サービス事業：高齢、障がい及びひとり親家庭等で、家事援助を必要とする世帯を対象したサービスです。
- 移送サービス事業：高齢、障がい等により移動が困難であり、公共の交通機関等の利用が難しい方に対して、社会福祉協議会の車両を利用して病院等への送迎を行うサービスです。
- 心身障害児（者）一時預かり事業：日常生活において介護を要する障がい児（者）であって、愛の手帳又は身体障害者手帳を所持する方のいる世帯等において、保護者又はその家族が疾病等により介護が困難となった場合、介護者に代わって対象者を預かるサービスです。

## ■ ボランティアの活動状況

ボランティアコーナーの設置、ボランティアコーディネーターの配置、ボランティアルームの貸出し、ボランティア情報紙発行（毎月）、ボランティア団体登録、ボランティア保険加入などを実施しています。

## (7) 保健福祉施設等の状況

### ① 保健福祉施設

| 施設名                  | 所在地                    |
|----------------------|------------------------|
| 秋川健康会館               | 二宮670                  |
| 秋川ふれあいセンター           | 平沢175-4                |
| あきる野市社会福祉協議会秋川事務所    | 平沢175-4                |
| あきる野市社会福祉協議会五日市事務所   | 五日市411                 |
| あきる野市シルバー人材センター      | 平沢32-1                 |
| あきる野市シルバー人材センター五日市支所 | 五日市104-1               |
| あきる野保健相談所            | 秋川6-1-2                |
| 五日市保健センター            | 五日市414-5               |
| 子ども家庭支援センター          | 二宮350(市役所別館1階)         |
| ファミリー・サポート・センター      | 二宮350(市役所別館1階)         |
| 西多摩保健所 秋川地域センター      | 五日市411(あきる野市役所五日市出張所内) |
| 公立阿伎留医療センター          | 引田78-1                 |
| 五日市希望の家              | 五日市374-5               |
| 菅生交流会館               | 菅生582                  |

| 施設名            | 所在地            |
|----------------|----------------|
| 地域包括支援センター     | 高齢者はつらつセンター    |
|                | 五日市はつらつセンター    |
| 高齢者在宅サービスセンター  | 開戸センター         |
|                | 萩野センター         |
|                | 五日市センター        |
| 指定介護老人福祉施設     | あたご苑           |
|                | 五日市ホーム         |
|                | コスモホーム         |
|                | こもれびの郷         |
|                | 紫水園            |
|                | 第二紫水園          |
|                | 草花苑            |
|                | ぼたるの郷          |
|                | 南聖園            |
|                | 福楽園            |
|                | 増戸ホーム          |
|                | 麦久保園           |
|                | 和敬園            |
| 介護老人保健施設       | さくら            |
|                | オキドキ           |
| 指定介護療養型医療施設    | あきる台病院         |
| 養護老人ホーム        | 松楓園            |
| 軽費老人ホーム(ケアハウス) | あきる野ケアハウス      |
|                | あたご苑ケアハウス      |
| 在宅介護支援センター     | 宅介護支援センターあきる台  |
|                | 在宅介護支援センターあたご苑 |
|                | 在宅介護支援センター和敬園  |
| 有料老人ホーム        | エンジョイあきる野そよ風   |
|                | あずみ苑平沢         |
|                | 応援家族 あきる野      |
| 認知症高齢者グループホーム  | あきる台グループホーム滝山  |
|                | あきる台グループホーム秋川  |

|                     | 施設名                 | 所在地             |
|---------------------|---------------------|-----------------|
| 身体障害者療護施設           | 楽                   | 上代継84-6         |
| 重症心身障害児(者)通所施設      | もえぎ                 | 上代継84-6         |
| 知的障害者通所授産施設         | ワークスタジオかがわ          | 引田659-1         |
| 施設入所支援事業所           | 金木星の郷               | 三内489-1         |
| 共同生活介護<br>(ケアホーム)   | あさひ寮                | 草花3670-149      |
|                     | 第2あさひ寮              | 草花3670-148      |
|                     | ケアホームはな花            | 秋川6-1-2         |
|                     | わたぼうし               | 二宮1051-2        |
|                     | 元気よ                 | 二宮2144-2        |
|                     | かがわの家ジュピター          | 引田659-1         |
|                     | ケアホーム金木星の郷          | 留原720-1, 3      |
|                     | 未来                  | 引田78-1          |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | あさひ寮                | 草花3670-149      |
|                     | 第2あさひ寮              | 草花3670-148      |
|                     | わたぼうし               | 二宮1051-2        |
|                     | 元気よ                 | 二宮2144-2        |
|                     | かがわの家ジュピター          | 二宮350(あきる野市役所内) |
|                     | 未来                  | 五日市411(五日市出張所内) |
|                     | ここのえ                | 平沢478-12        |
|                     | グループホームあきる野         |                 |
| 重度身体障害者グループホーム      | グループホームいずみ          | 雨間322-11        |
| 心身障害者(児)通所訓練所       | ひばり訓練所              | 平沢175-4         |
| 心身障害者通所授産所          | こすもす福祉作業所           | 平沢175-4         |
|                     | 五日市希望の家             | 五日市374-5        |
| 地域活動支援センター          | 生活支援センターフィレ         | 二宮670秋川健康会館2階   |
|                     | 秋川虹の家               | 油平258-19        |
| 障がい者地域自立生活支援センター    | 障がい者地域自立生活支援センターあすく | 二宮670秋川健康会館1階   |

② 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

|        | 施設名             | 所在地       |
|--------|-----------------|-----------|
| 小学校    | 市立東秋留小学校        | 野辺1123    |
|        | 市立多西小学校         | 草花2885    |
|        | 市立西秋留小学校        | 上代継292    |
|        | 市立屋城小学校         | 二宮東1-12-1 |
|        | 市立南秋留小学校        | 雨間810     |
|        | 市立草花小学校         | 草花3130    |
|        | 市立一の谷小学校        | 引田980     |
|        | 市立前田小学校         | 野辺92      |
|        | 市立増戸小学校         | 伊奈1173    |
|        | 市立五日市小学校        | 五日市315    |
|        | 市立戸倉小学校         | 戸倉325     |
|        | 市立小宮小学校         | 乙津1984    |
|        | 私立菅生学園初等学校      | 菅生1468    |
| 中学校    | 市立秋多中学校         | 二宮334     |
|        | 市立東中学校          | 平沢200     |
|        | 市立西中学校          | 上代継190    |
|        | 市立御堂中学校         | 草花3322    |
|        | 市立増戸中学校         | 伊奈1181    |
|        | 市立五日市中学校        | 五日市400    |
|        | 私立東海大学菅生高等学校中等部 | 菅生1468    |
| 高等学校   | 都立秋留台高等学校       | 平沢153-3   |
|        | 都立五日市高等学校       | 五日市894    |
|        | 私立東海大学菅生高等学校    | 菅生1817    |
| 特別支援学校 | 都立あきる野学園        | 上代継123-1  |

### ③ 幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、児童クラブ

| 施設名                    |                     | 所在地          |
|------------------------|---------------------|--------------|
| 幼稚園                    | 私立秋川幼稚園             | 山田951        |
|                        | 私立秋川文化幼稚園           | 引田388        |
|                        | 私立草花幼稚園             | 草花3060       |
|                        | 私立すもも木幼稚園           | 秋川6-17-10    |
|                        | 私立多摩川幼稚園            | 雨間430        |
|                        | 私立ほうりんじ幼稚園          | 小川東2-12-24   |
| 幼稚園類似施設                |                     | ころりん村幼児園     |
| 認可<br>保育所              | 市立                  | 東秋留保育園       |
|                        |                     | 西秋留保育園       |
|                        |                     | 屋城保育園        |
|                        |                     | 神明保育園        |
|                        |                     | すぎの子保育園      |
|                        | 私立                  | 草花保育園        |
|                        |                     | よつぎ第一保育園     |
|                        |                     | よつぎ第二保育園     |
|                        |                     | 秋川あすなろ保育園    |
|                        |                     | 誠和保育園        |
|                        |                     | 増戸保育園        |
|                        |                     | 五日市保育園       |
|                        |                     | 五日市わかば保育園    |
|                        |                     | 光明第六保育園      |
|                        |                     | ミニルームよつぎ     |
|                        |                     | あきる野こどもの家    |
|                        |                     | あきる野こどもの家DUE |
| 認証保育所                  | みどりの園               |              |
|                        | ウッディキッズ             |              |
| 児童館<br>学童クラブ※<br>児童クラブ | 若竹児童館、若竹学童クラブ       |              |
|                        | 若葉児童館、若葉学童クラブ       |              |
|                        | 南秋留児童館、南秋留学童クラブ     |              |
|                        | 屋城児童館、屋城学童クラブ       |              |
|                        | 一の谷児童館、一の谷学童クラブ     |              |
|                        | 草花児童センター、草花第1学童クラブ  |              |
|                        | 草花第2学童クラブ           |              |
|                        | 前田児童館、前田学童クラブ       |              |
|                        | 多西児童館、多西学童クラブ       |              |
|                        | 五日市児童館              |              |
|                        | 五日市児童館増戸分館          |              |
|                        | 五日市学童クラブ            |              |
|                        | 増戸第1学童クラブ、増戸第2学童クラブ |              |
|                        | 秋留台学童クラブ            |              |
|                        | 戸倉児童クラブ             |              |
|                        | 小宮児童クラブ             |              |
|                        |                     |              |

※平成21年4月1日から、児童育成会は学童クラブに名称を統一しました。

④ コミュニティ・地区会館

| 施設名    | 所在地       |
|--------|-----------|
| 二宮地区会館 | 二宮1151    |
| 千代里会館  | 上代継424    |
| 御堂会館   | 草花3482-16 |
| 鳥居場会館  | 雨間999-2   |
| 玉見会館   | 小川東2-9-8  |
| 野辺地区会館 | 野辺126-4   |
| 草花台会館  | 草花1327-1  |
| 楓ヶ原会館  | 引田512-2   |
| 増戸会館   | 伊奈1157-5  |
| 小宮会館   | 乙津1997    |
| 戸倉会館   | 戸倉133-4   |
| 代継会館   | 上代継693-1  |
| 北伊奈会館  | 伊奈412-11  |

## Ⅱ 計画の策定体制・経過

### 1 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を反映したものとするため、あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （１）地域福祉に関すること。
- （２）健康づくりに関すること。
- （３）児童福祉に関すること。
- （４）障害者福祉に関すること。
- （５）高齢者福祉に関すること。
- （６）その他地域保健福祉計画の策定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員 15 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- （１）地域福祉関係団体の代表者
- （２）健康づくり関係団体の代表者
- （３）児童福祉関係団体の代表者
- （４）障害者福祉関係団体の代表者
- （５）高齢者福祉関係団体の代表者
- （６）市民の代表
- （７）関係行政機関の職員
- （８）市職員

2 前項第6号の委員については、公募により選考することができる。

（委嘱等）

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第6号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

## 2 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

| No. | 氏 名    | 所 属 等                 | 備考   |
|-----|--------|-----------------------|------|
| 1   | 小机 敏昭  | あきる野市医師会会長            | 委員長  |
| 2   | 大西 一基  | あきる野市民生・児童委員協議会会長     | 副委員長 |
| 3   | 坂本 栄司  | あきる野市社会福祉協議会会長        |      |
| 4   | 伊東 満子  | あきる野市健康づくり市民推進委員会会長   |      |
| 5   | 私市 剛   | あきる野市民間保育園園長会会長       |      |
| 6   | 濱川 喜亘  | あきる野市私立幼稚園協会会長        |      |
| 7   | 中村 英晴  | あきる野市障害者団体連絡協議会副会長    |      |
| 8   | 小西 フミ子 | あきる野市障害者団体連絡協議会運営委員   |      |
| 9   | 加藤 達也  | あきる野市指定居宅介護事業者連絡協議会会長 |      |
| 10  | 浦野 太郎  | あきる野市高齢者クラブ連合会会長      |      |
| 11  | 三上 甚裕  | 市民の代表                 |      |
| 12  | 大塚 武則  | 市民の代表                 |      |
| 13  | 足立 マリ子 | 東京都西多摩保健所歯科保健担当副参事    |      |
| 14  | 近藤 郡次  | 健康福祉部長                |      |
| 15  | 多功 豊   | 子育て支援・児童担当参事          |      |

### 3 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム設置要領

#### 第1 目的及び設置

あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定するに当たり、めざせ健康あきる野21、あきる野市次世代育成支援行動計画、あきる野市障害者福祉計画、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等の各種計画との整合性を図るとともに、効率的かつ効果的な策定を推進するため、あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

#### 第2 所掌事項

プロジェクトチームは、前掲の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、検討等を行う。

- （1） 地域福祉に関すること。
- （2） 健康づくりに関すること。
- （3） 児童福祉に関すること。
- （4） 障害者福祉に関すること。
- （5） 高齢者福祉に関すること。
- （6） その他地域保健福祉計画の策定に関すること。

#### 第3 組織

プロジェクトチームは、健康福祉部長、健康福祉部子育て支援・児童担当参事、同部生活福祉課課長及び同課庶務計画係長、同部障がい者支援課課長及び同課障がい者相談係長、同部高齢者支援課課長、同課介護保険担当主幹、同課高齢者支援係長及び同課介護保険係長、同部子育て支援課子育て支援係長、同部児童課課長、同課児童館担当主幹、同課保育係長及び同課児童館担当課長補佐並びに同部健康課課長及び同課健康づくり係長をもって組織する。

#### 第4 任期

メンバーの任期は、地域保健福祉計画の策定が終了したときに満了する。

#### 第5 役員等

プロジェクトチームに、次に掲げる役員を置く。

- （1） リーダー 健康福祉部長
  - （2） サブリーダー 子育て支援・児童担当参事
- 2 リーダーは、プロジェクトチームを総括し、代表する。
  - 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

プロジェクトチームの会議は、必要の都度開催するものとし、リーダーが招集する。

2 会議の議長は、リーダーをもって充てる。

3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

## 第7 庶務

プロジェクトチームの庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

この要領は、平成21年6月18日から施行する。

#### 4 計画の策定経過

|                      |                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 21 年<br>7 月 23 日  | <p>第 1 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱書及び任命書の交付</li> <li>○委員長及び副委員長の選出</li> </ul> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あきる野市地域保健福祉計画策定にあたって</li> <li>○計画策定にあたっての日程等について</li> </ul> |
| 9 月 30 日             | <p>第 2 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アンケート結果について</li> <li>○既定計画の検証結果について</li> </ul>                                                                                                    |
| 10 月 22 日            | <p>第 3 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分野別施策体系及び施策について</li> <li>○あきる野市次世代育成支援行動計画について</li> </ul>                                                                                         |
| 11 月 25 日            | <p>第 4 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あきる野市地域保健福祉計画（素案）について</li> <li>○あきる野市次世代育成支援行動計画（素案）について</li> </ul>                                                                               |
| 平成 22 年<br>1 月 13 日  | <p>第 5 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あきる野市地域保健福祉計画（案）について</li> <li>○あきる野市次世代育成支援行動計画（案）について</li> <li>○パブリックコメントの実施について</li> </ul>                                                      |
| 2 月 15 日～<br>3 月 1 日 | <p>パブリックコメント（意見募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あきる野市地域保健福祉計画（案）</li> <li>○あきる野市次世代育成支援行動計画（案）</li> </ul>                                                                                                                |
| 4 月 1 日              | <p>計画の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あきる野市地域保健福祉計画</li> <li>○あきる野市次世代育成支援行動計画</li> </ul>                                                                                                                                |

## 5 用語の説明

### 【あ行】

#### 愛の手帳

「愛の手帳」とは、知的障がいの方に交付される手帳のことです。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障がいの程度によって1度から4度の区分で交付されます。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。

### 【か行】

#### 介護保険制度

介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みんなで支える仕組みです。また、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。

#### 核家族

「一組の夫婦とその子供達」のみから成る家族をいいます。具体的には、

- 1 夫婦のみの家族
- 2 夫婦と未婚の子供から成る家族
- 3 男親と未婚の子供から成る家族
- 4 女親と未婚の子供から成る家族

の4種類の家族を指します。

#### 学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推理する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すものです。

#### 学童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童（おおむね10歳未満）に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。

#### 寡婦

夫と死別し、再婚しないでいる女性の方をいいます。

#### クーリングオフ

申込日またはクーリングオフについて記載された書面を受け取った日の、いずれか遅い日から8日以内（もしくはそれ以上の各社で定める期間内）であれば、書面の手続きにより、申し込みの撤回や契約の解除をすることができる制度のことです。

## グループホーム・ケアホーム

障がい者が「世話人等」の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で生活する居住の場です。障害程度区分1以下の方がグループホームに、障害程度区分2以上の方がケアホームに入居できます。

## ケア

介護、世話のことです。また、「ケアプラン」とは、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。

## ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法です。

## 健康増進法

健康寿命の延伸・健康の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を積極的に推進する法的基盤を含めた環境整備を進める法律です。

## 健康日本21

21世紀における国民健康づくり運動で、健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度を目途とした具体的な目標等を提示することにより、健康に関する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものです。

## 後期高齢者健康診査

75歳以上の方を対象に、疾病の早期発見、早期治療を目的として行う健康診査です。

## 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

## 高齢者クラブ

高齢者クラブとは、地域の高齢者（おおむね60歳以上）が老後の生活を健全で明るいものにするために、自主的に組織し、運営するものをいいます。

## 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供、サービス調整、地域組織化等の事業を行う、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークの中核的な拠点です。

## コミュニティ

一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会（近所付き合い、町内会・自治会など）、共同体をいいます。

## 【さ行】

### 児童育成会・学童クラブ

平成 21 年度から児童育成会の名称を学童クラブに変更しました。用語の説明は「学童クラブ」の項を参照ください。

### 児童クラブ

児童館、学童クラブがない戸倉小地区、小宮小地区に児童館活動類似の施策として、平成 14 年 10 月から実施している放課後対策事業です。実施にあたっては、それぞれの地区のコミュニティ会館内に拠点を置き、当該児童クラブの児童が在籍する小学校の校庭、体育館等を使用しています。

### 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図る民間の公益的自立組織で、市区町村、都道府県・指定都市、全国を単位に設置されています。ボランティア活動の推進、住民福祉活動、福祉サービス事業の実施、相談・情報提供、関係機関の連絡・調整などに取り組んでいます。

### 障害者自立支援法

障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために成立しました。これによりサービス利用者のニーズや障がいの程度に応じてサービスが公平に提供されるようになりました。

### 生涯学習

「生涯学習」とは、自分の人生をより良いものに、また充実したものにしていくために、生涯を通じて行う活動です。

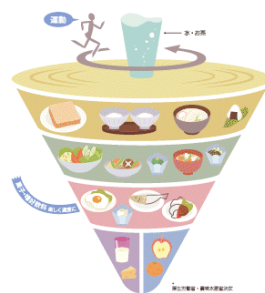
### 小規模作業所

一般の企業等で働くことの困難な障がいのある人の働く場や活動の場として、障がいのある人、親、ボランティアを始めとする関係者の共同の事業として、地域の中で生まれ運営されているものです。これらは共同作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称でも呼ばれています。

### 食事バランスガイド

平成 17 年 6 月に、「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したものです。

望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されています。



### シルバー人材センター

元来は「生きがい就労」の理念から出発したもので、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、都道府県知事の認可を受け、市町村（特別区を含む）区域ごとに設立された公益法人です。主な事業は、①臨時的かつ短期的な就労の機会の提供②臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高年齢者に無料の職業紹介③高年齢退職者に対する臨時的かつ短期的就労に必要な知識・技術の講習などがあげられます。

## スクールカウンセラー（スクールカウンセリング）

児童生徒の心理的な発達を援助する活動をする人のことをいいます。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの方々の、財産管理や身のまわりの世話のための介護サービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議などを支援し、それらの方々を保護する制度です。

## 【た行】

### 待機児童

保育に欠ける児童の保育所（認可保育所）入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所の施設定員を超過する等の理由で入所できない状態、またはその状態にある児童をいう。

### 地域福祉

地域社会を基盤とした福祉で、人々が手を携えて生活の拠点である地域に根ざして助けあい、生活者として、それぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるようにしていくことが求められています。

### 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されたものです。責任主体は市町村です。

### 地域防災計画

都道府県、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定している防災計画です。

### 地域密着型サービス

介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように支援するサービスの体系で、平成 17 年の介護保険制度改正で新たに設けられたものです。市町村が事業者の指定、指導監督を行うもので、原則として、サービスを利用できるのは、当該市町村の被保険者となります。

### 特定健康診査・特定保健指導

40～75 歳の医療保険加入者を対象とした健康診断のことです。糖尿病や高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的としています。特定保健指導は特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に、生活習慣を見直すサポートを行うものです。

## 特別支援教育

これまでの心身障害教育で対象としてきた障がいに加え、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のことをいいます。

## 【な行】

### 乳幼児健康診査

乳幼児の発育状況や栄養状態の観察、問診、診察を通して、疾病や障がいの早期発見を目的とした健康診査のことです。母子保健法においては、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの乳幼児健康診査があります。

### 認証保育所

児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設をいいます。

### ノーマライゼーション

一般的には、障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

## 【は行】

### 母親学級

各市区町村の保健所や母子健康センター、病産院で行われます。プログラムの内容は実施機関によって異なりますが、お産の流れを学んだり、妊娠体操や呼吸法の実技、栄養指導、新生児の沐浴指導などが行われます。最近では父親も一緒に参加して妊娠・出産・育児について学ぶ「父親学級」「両親学級」を開催するところも増えています。

### バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することを意味します。段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられます。

### バリアフリー新法

平成18年12月に施行された法律で、正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。

これは、以下の平成6年に制定されたハートビル法と、平成12年に制定された交通バリアフリー法が一体化して制定されたものです。そのため、交通バリアフリー法で対象となっていた公共交通機関や道路などに加えて、建築物、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されることとなりました。

※ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（建築物のバリアフリー化を進めるため、平成6年に制定）

※交通バリアフリー法：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（公共交通機関等のバリアフリー化を進めるため、平成12年に制定）

## ハローワーク

公共職業安定所のことです。

厚生労働省の地方支分部局の一で、職業安定法に基づき、都道府県労働局長の指揮監督のもとに、職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関です。

## 福祉有償運送事業

介護を必要とするお年寄りや障がいのある方などのうち、お一人での移動が困難で、公共交通機関を利用しての移動に介助が必要な方を対象とした有償運送サービスです。

NPO 等が実施主体となり、リフト付き福祉車両などの自家用自動車を使用し、会員登録をした上記の対象の方を旅客に、原則として個別運送を行います。

## ファミリー・サポート・センター

子育てに対する地域支援を推進するため、育児サービスの利用希望者とサービスの担い手の双方を会員として登録し、地域の人材を活用した相互援助活動が展開されるよう支援するセンターです。

## ホームヘルパー

ホームヘルパーとは、老衰や心身の障がい等の理由により日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者の家庭を訪ね、身体の介護や家事サービスを提供する人のことをいいます。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している方です。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいます。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」にあてられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされています。

### メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪型肥満と、生活習慣病の危険因子である高血圧、高脂血、高血糖の3つのうち2つ以上の因子を併せ持った状態です。このような状態を放置すると、生活習慣病が発生しやすくなること、また、危険因子がかさなるほど動脈硬化が進み、脳卒中、心疾患（心筋梗塞など）を発症する危険が増大し、反対に、内臓脂肪を減らすことで危険因子が改善されることが科学的に明らかにされています。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

## 要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいいます。一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられています。

## 【ら行】

### ライフサイクル

人が生まれてから死に至るまでの過程のことです。

### レクリエーション

仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすることです。また、その休養や娯楽のことをいいます。

### り患（罹患）

疾病に新たにかかることです。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味で、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるという考え方です。

## 【B】

### BCG

BCGは結核の重症化を防ぐためのワクチンで、毒性を弱くした、生きた牛型結核菌です。

## 【N】

### NPO（Non Profit Organization）

様々な非営利活動を行う非政府・民間の組織で、通常、民間非営利組織と呼ばれています。NPOには多種多様なものがあり、具体的な事業を経営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成団体、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。